（経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則第八十三条第一項第五号ホ等の規定に基づき、流動性に係る経営の健全性の状況について経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が別に定める事項の一部改正）

第二条　経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則第八十三条第一項第五号ホ等の規定に基づき、流動性に係る経営の健全性の状況について経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が別に定める事項の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げる対象規定を加える。

改正後	改正前
（定義） **第一条**　この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一　［略］ 二　日次平均の値　別紙様式第一号から第四号までに記載する項目について、四半期の最初の営業日から最終の営業日までの間の各営業日における値の合計を当該期間の営業日の数で除して得た値をいう。 （商工組合中央金庫における四半期の開示事項） **第六条**　［略］ 2　前項第一号に掲げる事項は別紙様式第一号及び別紙様式第三号により、同項第二号に掲げる事項は別紙様式第二号及び別紙様式第四号により、その日次平均の値についてそれぞれ作成するものとする。 **（別紙様式第三号）** ［別紙２－１］ **（別紙様式第四号）** ［別紙２－２］ 備考　表中の［ ］の記載は注記である。	（定義） **第一条**　［同上］ 一　［同上］ 二　日次平均の値　別紙様式第一号及び第二号に記載する項目について、四半期の最初の営業日から最終の営業日までの間の各営業日における値の合計を当該期間の営業日の数で除して得た値をいう。 （商工組合中央金庫における四半期の開示事項） **第六条**　［同上］ 2　前項第一号に掲げる事項は別紙様式第一号により、同項第二号に掲げる事項は別紙様式第二号により、その日次平均の値についてそれぞれ作成するものとする。 ［別紙様式を加える。］ ［別紙様式を加える。］

［**別紙様式第三号**］　別紙２－１］

（単位：百万円、％）

ＫＭ１：主要な指標（単体）						
国際様式の該当番号	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	
	当四半期	前四半期	前々四半期	ハの前四半期	ニの前四半期	
単体流動性カバレッジ比率						
15　算入可能適格流動性資産の合計額						
16　純資金流出額						
17　単体流動性カバレッジ比率						

［**別紙様式第四号**］　別紙２－２］

（単位：百万円、％）

ＫＭ１：主要な指標（連結）						
国際様式の該当番号	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	
	当四半期	前四半期	前々四半期	ハの前四半期	ニの前四半期	
連結流動性カバレッジ比率						
15　算入可能適格流動性資産の合計額						
16　純資金流出額						
17　連結流動性カバレッジ比率						

（注）

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、商工組合中央金庫流動性カバレッジ比率告示において使用する用語の例によるものとする。

a　この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「―」を記載すること。

b　この面に記載する比率は、小数点第一位未満の端数があるときは、これを切り捨てること。

（注）

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、商工組合中央金庫流動性カバレッジ比率告示において使用する用語の例によるものとする。

a　この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「―」を記載すること。

b　この面に記載する比率は、小数点第一位未満の端数があるときは、これを切り捨てること。

○財務省・金融庁・経済産業省告示第三号

経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則（平成二十年内閣府財務省経済産業省令第一号）の規定に基づき、経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則第八十三条第一項第六号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、株式会社商工組合中央金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が別に定めるものを定める件（平成二十四年金融庁財務省経済産業省告示第二号）の一部を次のように改正する。

平成三十年三月十四日

金融庁長官　森　信親
財務大臣　麻生　太郎
経済産業大臣　世耕　弘成

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定は、これを加える。